

消防活動体制および放射能漏れ等の事故に係る報告体制の点検結果について

1. 消防活動体制については、以下のとおり整備していることを確認した。
 - (1) 発電所構内での火災発生時における消防署への連絡体制，初期消火体制および自衛消防隊について社内規定に定めていることを確認した。
 - (2) 消防署への通報について，女川発電所はホットラインを設置し，多重の通報手段を有していることを確認した。
 - (3) 自衛消防隊の必要な要員の呼び出しについては，社内保安回線，携帯電話および一斉通報システムによる多重の連絡手段を有していることを確認した。
 - (4) 発電所構内において，火災が発生した場合に円滑な消防活動を実施するため，地元消防と協定を締結していることを確認した。
 - (5) 消防法要求設備が設置され定期的に点検していることを確認した。
 - (6) 消防法要求設備以外にも，女川発電所は化学消防車，東通発電所は消防ポンプ自動車を持していることを確認した。
 - (7) 火災発生時の対応が速やかに行われるように，定期的に教育，訓練を実施していることを確認した。
2. 放射能漏れ等の事故について発電所から本店，本店から関係官庁への報告体制については，以下のとおり整備していることを確認した。
 - (1) 発電所から本店，発電所から関係官庁への報告については，平日，夜間，休日を問わず実施するよう社内規定に定めるとともに，対応に必要な人員を確保していることを確認した。
 - (2) 事故発生時の報告対応を正確かつ迅速に行うため，定期的に教育および訓練を実施し，さらに訓練に合わせて連絡資機材の点検を実施していることを確認した。

点検結果の詳細は，別紙を参照。

1. 消防活動体制の点検

点検内容（現行ルール、体制等）		点検確認実績
①社内ルール	連絡体制	(1) 2 発電所とも社内規定に適切に規定していることを確認 (2) 左記ルールの関係者への再周知，徹底 ・女川発電所 7 月 1 8 日 ・東通発電所 7 月 1 8 日 本店より発電所へ消防活動の体制の再周知，徹底を依頼（7 月 1 8 日）
	初期消火体制	(1) 2 発電所とも社内規定に適切に規定していることを確認 (2) 左記ルールの関係者への再周知，徹底 ・女川発電所 7 月 1 8 日 ・東通発電所 7 月 1 8 日 本店より発電所へ消防活動の体制の再周知，徹底を依頼（7 月 1 8 日）
	自衛消防隊	(1) 2 発電所とも社内規定に適切に規定していることを確認 協定締結日 ・女川発電所 平成 1 4 年 1 2 月 1 0 日 ・東通発電所 平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日
②地元消防との連携		

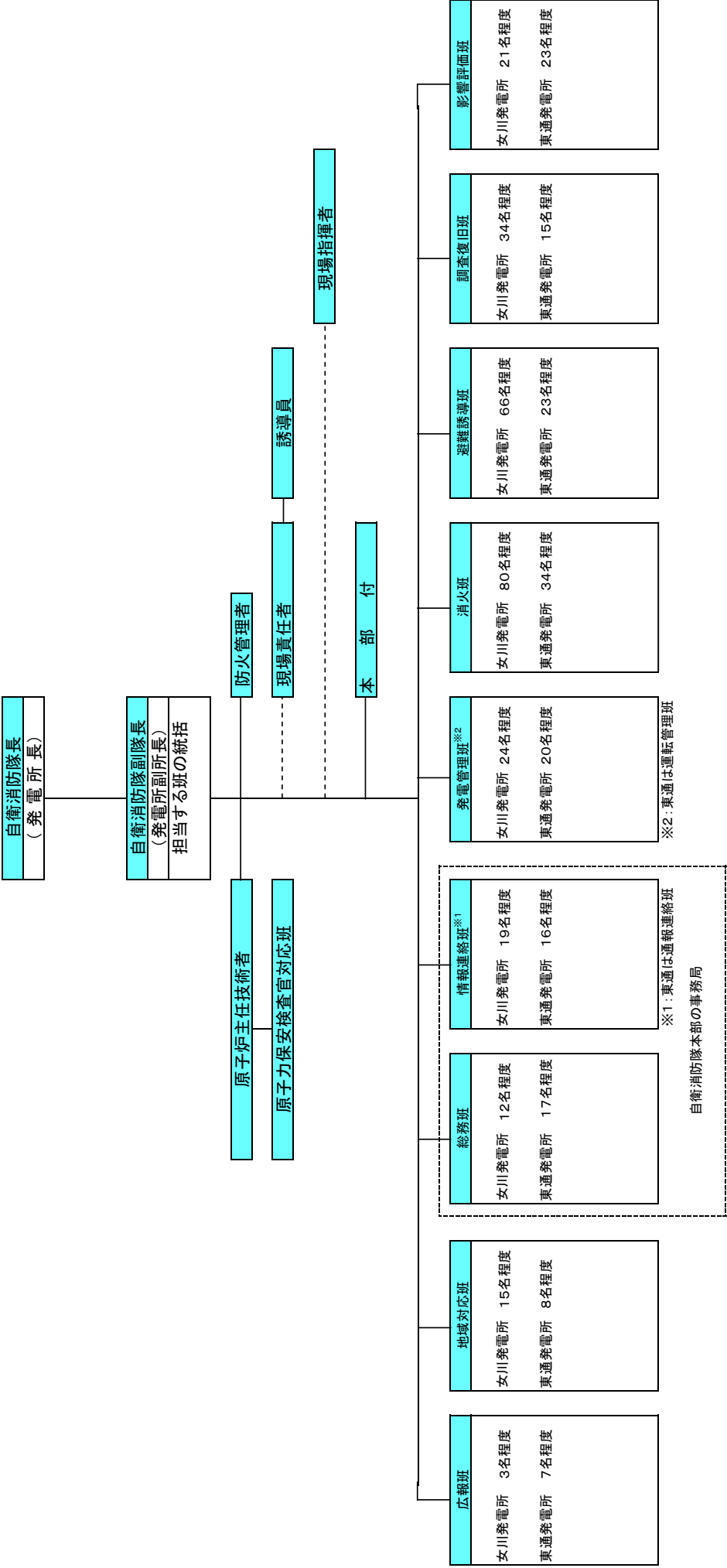
	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
③消火設備の設置状況	① 消防法, JEAG4607 に基づき, 屋内消火栓, 消火器, 二酸化炭素消火器等を設置している。 ② 上記の他, 消防法で消火施設の設置要求のない設備は, 固定式注水消火設備（変圧器）がある。また, 女川発電所では化学消防車, 東通発電所では消防ポンプ自動車を設置している。 ③ 大規模な地震で消火栓が十分使用できない場合, 女川発電所では化学消防車, 東通発電所では消防ポンプ自動車（水源は防火水槽）により消火活動が可能である。 ④ 化学（油）火災に対しては, 女川発電所では泡消火設備, 固定式注水消火設備, 粉末消火器, 化学消防車により, 東通発電所では泡消火設備, 固定式注水消火設備, 大型粉末消火器や可搬型の圧縮空気泡消火器（圧縮空気と消火剤を混合して噴出する大型消火器）により消火活動が可能である。 ⑤ 消防署への連絡は, NTT 一般回線とは別に, 女川については消防本部へのホットラインが中央制御室に設置されており, 119 番通報も可能である。	—
④消防資機材の点検	添付資料－２のとおり	添付資料－２のとおり
⑤教育訓練	【教育】 ① 社内防火教育 社内規定に基づき, 自衛消防隊組織, 火災発生時の措置, 事務本館の避難経路図などについて教育 ② 社外防災教育（防災センター要員教育） 防災センター要員の火災時における対応などについて教育	【教育】平成１８年度実績 ① 社内防火教育 女川発電所 ６２名 東通発電所 ３２名 ② 社外防災教育 女川発電所 １６名 東通発電所 ４名

	点検内容（現行ルール，体制等）	点検確認実績
	【訓練】 ① 総合消防訓練 火災を想定した通報，避難，消火訓練 ② 社内火災通報連絡訓練 社内関係者に対し火災を想定した通報連絡訓練を実施 ③ その他訓練 管理区域火災訓練，消防通報連絡訓練，避難訓練など	【訓練】平成18年度実績 ① 総合消防訓練 女川発電所 1回 東通発電所 1回 ② 社内火災通報連絡訓練 女川発電所 20回 東通発電所 11回 ③ その他訓練 女川発電所 3回 東通発電所 1回

2. 放射能漏水等の事故についての報告体制の点検

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
	以下のとおり社内規定に定めている。 【平日】 発見者→発電課長→技術課長→原子力安全・保安院 (保安検査官事務所) 等 本店 【夜間】 発見者→発電課長→平日当番者→原子力安全・保安院 (保安検査官事務所) 等 本店 【休日】 発見者→発電課長→休日当番者→原子力安全・保安院 (保安検査官事務所) 等 本店 詳細は添付資料－3のとおり	(1) 2 発電所とも社内規定に適切に規定していることを確認 (2) 平成 18 年, 19 年度に発生した実用炉規則第 19 条の 17 に該当する事故・故障等の報告対象事象について, 左記連絡体制に基づき連絡を実施しており, 連絡体制に問題が無いことを確認している。 また, 実際の対応において改善点が抽出された際には, ルールの改正, 訓練による検証を通じ, 有効性の確認を行っている。 (3) 左記ルールの関係者への再周知, 徹底 ・女川発電所 7 月 18 日 ・東通発電所 7 月 18 日 本店より発電所へ事故についての連絡体制の再周知, 徹底を依頼 (7 月 18 日)
①社内ルール（連絡体制）		

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
②連絡資機材の状況	平常時には、保安電話、災害時優先電話回線（NTT 局線回線、防災 FAX）、および専用回線（直通電話）を使用しており、使用状況は添付資料－４のとおり。 添付資料－５に示す頻度で点検を実施するとともに、以下の訓練時においても点検を実施し、健全性を確認している。 ①故障・トラブル対応訓練 ②当番者の社内通報訓練 一方、災害時には、通常の機器（保安電話）が使用できない場合においても、添付資料－５に示す災害時優先電話回線、専用回線等を有している。 なお、災害時の通報連絡については添付資料－４のとおり。	連絡資機材の健全性確認については、以下の頻度で実施している。 ○女川発電所 ・保安電話, NTT 局線回線 ：実通話により確認 ・一般 FAX, 防災 FAX, 直通電話(自治体等), 保安回線用衛星電話, 携帯電話 ：原則 1 回/週確認 ただし、防災 FAX のうち専用回線については原則 3 回/週確認する。 ○東通発電所 ・保安電話, NTT 局線回線 ：実通話により確認 ・防災 FAX ：原則 1 回/週確認 ・保安回線用衛星電話 ：原則 1 回/年確認 ただし、防災 FAX のうち専用回線については原則 1 回/月確認する。 ・直通電話(自治体等) ：原則 1 回/月確認
③教育・訓練	【教育】 故障・トラブル等が発生した場合の通報連絡を正確かつ迅速に行うため、転入者（夜間・休日当番該当者）に対し、定期異動等にあわせ、教育を実施している。 【訓練】 故障・トラブル等が発生した場合の通報連絡を正確かつ迅速に行うため定期的に以下の訓練を実施。 ①故障・トラブル対応訓練（社外含む） ②当番者の社内通報訓練	【教育】平成 18 年度実績 定期異動等にあわせ、転入者（夜間・休日当番該当者）に教育実施 【訓練】平成 18 年度実績 ① 故障・トラブル対応訓練 ・女川発電所 2 回 ・東通発電所 1 回 ② 当番者の社内通報訓練 ・女川発電所 20 回 ・東通発電所 80 回



点検頻度：消防法に基づき、6ヶ月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検を実施

防火対象物	消火設備	警報設備	避難誘導設備	合計	備考
1号機原子炉建屋	89	157	98	344	
1号機タービン建屋	87	134	109	330	
1号機制御建屋	119	361	131	611	
1号機廃棄物処理建屋	50	70	49	169	
1号機タービン発電機用ガスボンベ庫	3	0	1	4	
2号機原子炉建屋	191	558	268	1017	
2号機タービン建屋	97	159	171	427	
2号機制御建屋	74	323	101	498	
2号機タービン発電機用ガスボンベ庫	6	0	3	9	
3号機原子炉建屋	219	577	452	1248	
3号機タービン建屋	96	361	214	671	
3号機サービス建屋	119	339	252	710	
3号機海水熱交換器建屋	26	94	58	178	
3号機補助ボイラー建屋	7	30	13	50	
3号機給排水処理建屋	8	60	0	68	
保守点検建屋（旧3号機新燃料仮貯蔵庫）	4	10	0	14	
3号機タービン発電機用ガスボンベ室	6	0	0	6	
3号機排気筒放射線モニタ建屋	1	0	2	3	
3号機出入管理所	2	19	2	23	
3号機見学者用渡り廊下	1	0	2	3	
3号機渡り廊下	10	0	0	10	
環境放射能測定センター	11	34	0	45	
気象観測建屋（観測搭）B	1	0	0	1	
1・2号機給排水処理建屋	13	1	0	14	
事務本館・別館	73	244	48	365	
し尿浄化槽機械室	1	0	0	1	
第2予備品倉庫（旧2号機新燃料仮貯蔵庫）	6	13	0	19	
固体廃棄物貯蔵所	25	68	47	140	
第1予備品倉庫（旧1号機新燃料仮貯蔵庫）	6	31	0	37	
出入管理所	5	22	0	27	
正門守衛所（女川ゲート）	1	0	0	1	

点検頻度：消防法に基づき、6ヶ月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検を実施

防火対象物	消火設備	警報設備	避難誘導設備	合計	備考
牡鹿ゲート	1	0	0	1	
PRセンター	21	70	37	128	
オイルフェンス格納倉庫	2	0	0	2	
焼却炉建屋	46	76	35	157	
キャスク付帯設備倉庫	4	6	10	20	
原子力技術訓練センター	29	128	0	157	
コア倉庫	5	0	0	5	
サイトバンカ建屋	23	42	30	95	
補助ボイラー建屋	6	56	9	71	
港湾管理詰所	2	12	0	14	
2号スタック放射線モニター建屋	3	0	3	6	
放水路サンプリング室	2	0	2	4	
資材倉庫	5	11	0	16	
ボーリングコア倉庫	2	0	0	2	
貝処理装置上屋	4	0	0	4	
渡り廊下	4	0	0	4	
屋外電動機等点検建屋	7	51	0	58	
定検作業員控室	4	25	0	29	
図書保存建屋	3	6	0	9	
化学分析ガスボンベ庫	1	0	0	1	
体育館	22	83	20	125	
油脂倉庫	1	0	0	1	
1号機重油貯蔵タンク	8	1	0	9	
1号機重油受入ローディングアーム	5	0	0	5	
1号機軽油貯蔵タンク	9	1	0	10	
1号機重油ポンプ室	14	0	0	14	
2号機軽油貯蔵タンク(A, B)	12	2	0	14	
1号機プロパンボンベ庫	3	0	0	3	
2号機プラスチック固化剤タンク廻り	4	0	0	4	

点検頻度: 消防法に基づき、6ヶ月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検を実施

防火対象物	消火設備	警報設備	避難誘導設備	合計	備考
1号機主変圧器	※ 1	1	0	2	※自主設置の設備(固定式注水消火設備)につき、4年に1回自主点検を実施
2号機主変圧器	※ 1	1	0	2	
3号機主変圧器	※ 1	1	0	2	
1号機起動変圧器	※ 1	1	0	2	
2号機起動変圧器	※ 1	1	0	2	
3号機起動変圧器(×2)	※ 2	2	0	4	
1号機所内変圧器(×2)	2	0	0	2	
2号機所内変圧器(×2)	2	0	0	2	
3号機所内変圧器(×2)	2	0	0	2	
予備変圧器	1	0	0	1	
2号機励磁電源変圧器	1	0	0	1	
3号機励磁電源変圧器	1	0	0	1	
2号機ボイラ用変圧器(×2)	2	0	0	2	
3号機ボイラ用変圧器(×2)	2	0	0	2	
2号機PLR-VVVF入力変圧器(×2)	2	0	0	2	
3号機PLR-VVVF入力変圧器(×2)	2	0	0	2	
1号機屋外硫酸貯槽廻り	2	0	0	2	
3号機屋外硫酸貯槽廻り	2	0	0	2	
3号機軽油タンク廻り	4	2	0	6	
小計	1,641	4,244	2,167	8,052	

東通原子力発電所消防関連設備一覧

点検頻度：消防法に基づき、6ヶ月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検を実施

防火対象物	消火設備	警報設備	避難誘導設備	合計	備考
気象観測設備建屋	1	0	0	1	
事務本館	63	436	70	569	
正門守衛所	4	0	0	4	
車庫	2	0	0	2	
66kV開閉所電気室	2	3	0	5	
原水施設取水口上屋	3	0	0	3	
給排水処理建屋	14	44	18	76	
多目的ホール	8	34	8	50	
バーチカ収納庫	1	0	1	2	
無線局舎	3	2	0	5	
ボーリングコア倉庫	3	0	2	5	
ウィンチハウス	1	0	0	1	
海水ポンプ室上屋	3	18	2	23	
重油移送ポンプ建屋	4	3	0	7	
補助ボイラー建屋	20	45	20	85	
プロパンガスボンベ庫	1	0	0	1	
ガスボンベ庫・復水器連続洗浄装置制御盤室	10	0	0	10	
温排水モニタリング装置観測局舎	1	0	0	1	
放水路サンプリング建屋	1	0	2	3	
排気筒モニタ建屋	1	0	1	2	
渡り廊下(事務本館～多目的ホール)	0	0	9	9	
予備品倉庫	8	14	10	32	
固体廃棄物貯蔵所	5	42	7	54	
原子炉建屋	228	609	474	1,311	
タービン建屋	143	432	238	813	
サービス建屋	92	229	149	470	
海水熱交換器建屋	32	149	74	255	
事務別館	3	0	2	5	
渡り廊下(事務本館～発電所本館建屋)	7	11	12	30	
バス待合室	2	0	4	6	
警備詰所	1	0	2	3	

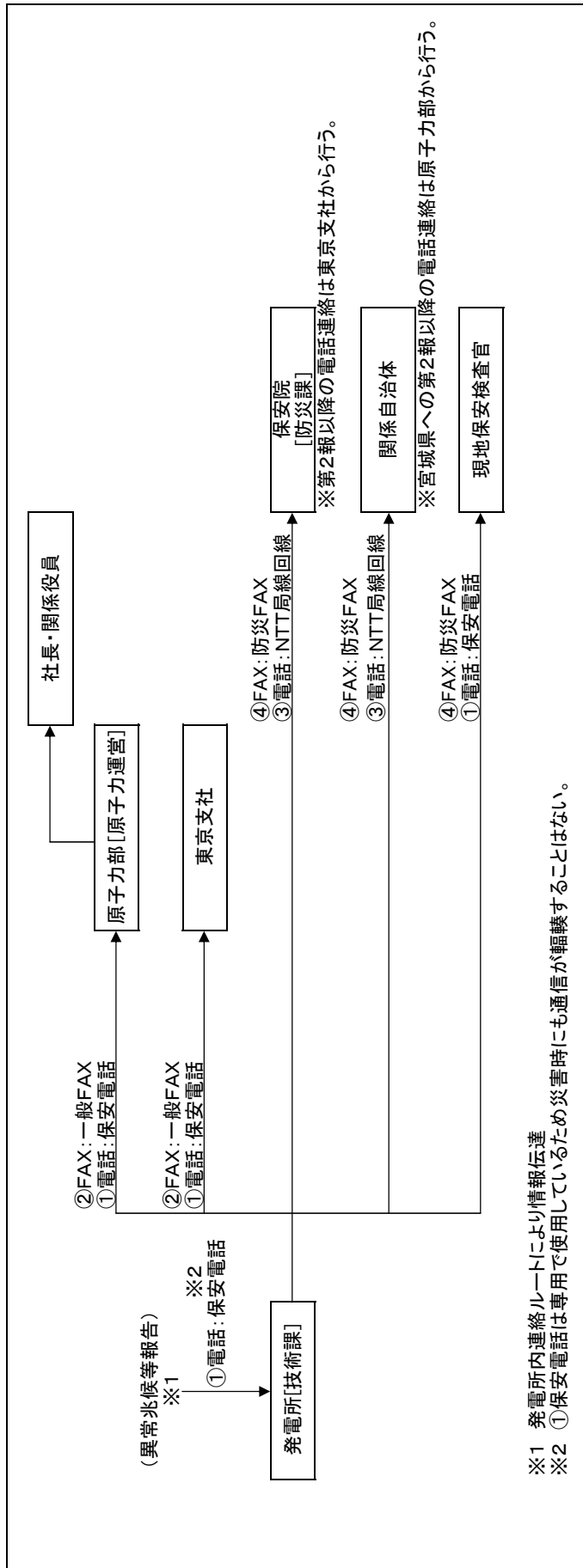
点検頻度:消防法に基づき、6ヶ月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検を実施

防火対象物	消火 設備	警報 設備	避難誘導 設備	合計	備考
軽油タンク	6	1	1	8	
重油タンク	3	1	1	5	
消防資機材庫	1	0	0	1	
貝処理建屋	6	69	8	83	
消耗品庫	3	7	3	13	
資材倉庫	6	15	5	26	
第2油脂保管室	2	2	0	4	
第4油脂保管室	1	2	0	3	
主変圧器	※1 1	※1 1	0	2	※1 自主設置の設備(固定式注水消火設備)につき、4年に1回自主点検を実施
高起動変圧器	※1 1	※1 1	0	2	
低起動変圧器(×2)	1	0	0	1	
所内変圧器	※2 1	0	0	1	※2 共用
励磁変圧器	※2 1	0	0	1	※2 共用
PLR-VVVF入力変圧器(×2)	1	0	0	1	
PLR-VVVF出力変圧器(×4)	1	0	0	1	
構内変圧器	1	0	0	1	
小計	703	2,170	1,123	3,996	

【通報連絡体制】

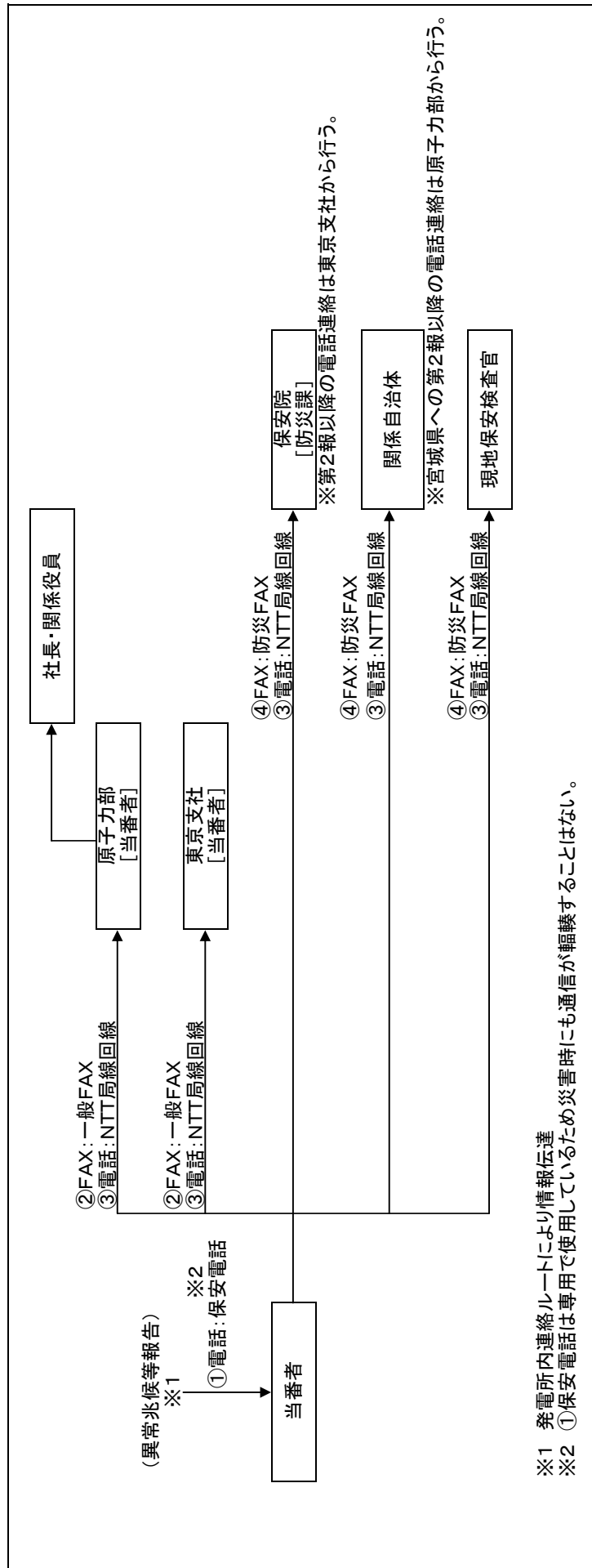
	平日昼間	夜間・休祭日
女川原子力発電所	通常勤務体制にて対応	・平日夜間当番者（6名） 発電所宿泊当番者2名 発電所近接の寮待機4名 ・休日当番者（5名） 夜間は発電所宿泊当番者4名，自宅待機1名 ・各関係通報先への通報
東通原子力発電所	通常勤務体制にて対応	・平日夜間当番者（3名） 発電所近接の寮待機3名 ・休日当番者（6名） 夜間は発電所宿泊当番者5名，自宅待機1名 ・各関係通報先への通報

女川原子力発電所
対外連絡体制(平日昼間)



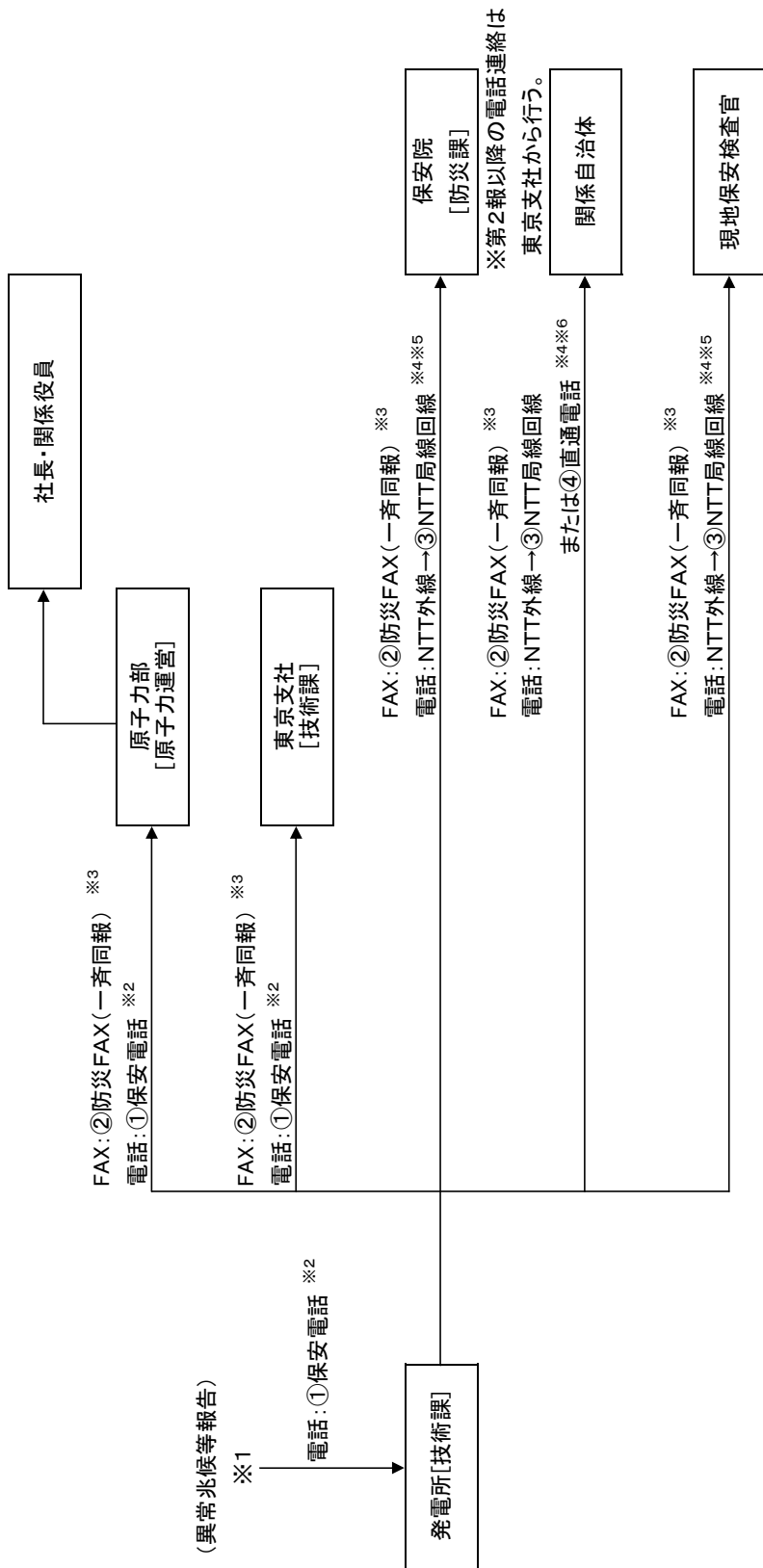
発電所より社内外への通報連絡は、保安電話を除き、災害時優先電話回線または専用回線としている。

女川原子力発電所
対外連絡体制(夜間・休日)

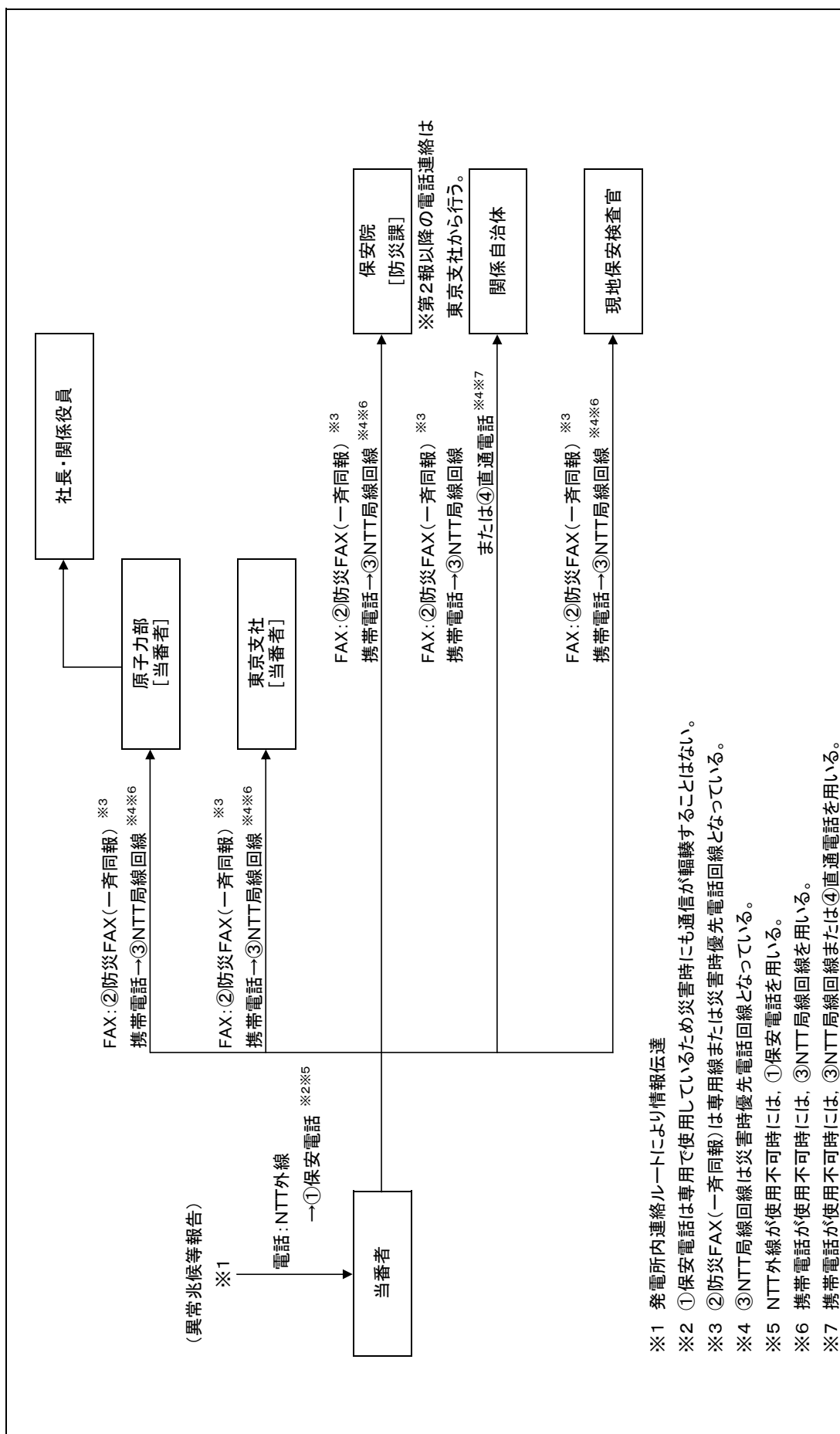


発電所より社内外への通報連絡は、災害時優先電話回線または専用回線としている。

東通原子力発電所



東通原子力発電所
対外連絡体制（休日・夜間）



連絡資機材一覧表(女川原子力発電所)

	品 名		数 量	点検内容	点検頻度
①	保安電話	(保安回線)	一式	実通話による確認	-----
②	一般FAX	(災害時優先電話回線)	2回線	通信テスト	原則1回/週
③	NTT局線回線	(災害時優先電話回線)	12回線	実通話による確認	-----
④	防災FAX(一斉同報)	(災害時優先電話回線)	6回線	通信テスト	原則1回/週
		(専用回線)	7回線	通信テスト	原則3回/週
⑤	直通電話(自治体・警察・消防・海保)	(専用回線)	各1回線	通話テスト(自治体のみ)	原則1回/週
⑥	保安回線用衛星電話	(衛星回線)	2回線	通話テスト	原則1回/週
⑦	携帯電話	(災害時優先電話回線)	4台	通話テスト	原則1回/週

連絡資機材一覧表(東通原子力発電所)

	品 名		数 量	点検内容	点検頻度
①	保安電話	(保安回線)	一式	実通話による確認	-----
②	防災FAX(一斉同報)	(災害時優先電話回線)	1回線	通信テスト	原則1回/週
		(専用回線)	14回線	定期点検	原則1回/月
③	NTT局線回線	(災害時優先電話回線)	3回線	実通話による確認	-----
④	直通電話(自治体・警察・消防・海保)	(専用回線)	各1回線	定期点検	原則1回/月
⑤	保安回線用衛星電話	(衛星回線)	2回線	定期点検	原則1回/年